

9月定例議会特集号

- 決算認定
蟹江町の財政は健全財政を堅持……2
- 平成29年度
決算審査……4
- ここが知りたい!
一般質問……6
- 総務民生・防災建設
常任委員会の審査……14

表紙のはなし

多世代交流施設 せん と 泉人 (大字西之森字海山)

子どもからお年寄りまで、全ての世代が集い、交流できる施設を目指して建設工事を進めてきました「多世代交流施設」が10月2日にオープンしました。

愛称を募集したところ328点の応募があり、選考の結果「泉人」に決定しました。

愛称には、温泉の“泉”が佐屋川の景観と温泉入浴施設を表現し、老若男女が集まり、多くの人が交流できる泉のような場所になればという意味が込められています。

皆さま、ぜひお越しください。

蟹江町議会より9月定例議会の情報をお伝えします。

議会だより

かにえ

2018.11.1

No.166

平成30年(2018年)11月1日

発行／蟹江町議会

編集／議会広報編集委員会

〒497-8601

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

TEL(0567)95-1111 FAX(0567)95-1525



ホームページも見に来てね!

蟹江町議会

検索



蟹江町の財政は 健全財政を堅持

29年度決算認定案を審査



定例会のあらまし

30年9月定例会は、9月4日（火）から25日（火）までの会期で開きました。

▼4日（開会）

条例改正案、補正予算案など、あわせて13件が提案説明されました。提案の途中でしたが、台風21号接近のため、災害対策本部が設置されることを受け、翌日に延会しました。

▼5日（第2日）

4日の続きから開催され、人事案件3件、契約案件1件を可決しました。

▼6日（常任委員会）

総務民生常任委員会、防災建設常任委員会が開かれ、本会議から付託された議案4件の審査をしました。

▼11日・12日（一般質問）

11人が一般質問（16問）を行いました。（P6からP13まで）

▼18日（決算審査）

29年度決算認定案を審査しました。（P4～P5参照）

▼25日（閉会）

意見書案2件が追加提案され、質疑・討論を行った後、全ての議案を可決し、閉会しました。

町表彰者を決定

町表彰

（全員賛成）

多年にわたり町の発展に貢献された方や、多額のお金を寄附された方などを表彰する「町表彰」の受賞者の決定に賛成しました。

▼町功労者 2人

（学校嘱託医、スポーツ推進員）

▼町政表彰 3人

（町議会議員）

▼一般表彰 20人

（非常勤特別職、町職員、民生委員・児童委員、人権擁護委員など）

▼寄附 1人



条例の一部改正を審議

総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

（全員賛成）

老人福祉センター本館を廃止するため、規定の整理が行われます。

介護保険条例の一部改正

（全員賛成）

介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の算定の基準とする合計所得金額について、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別措置額を控除して得た額を用いることとします。

火災予防条例の一部改正

（全員賛成）

建物を利用する方が、建物の安全情報が、建物の安全情報

を確認し利用できるように、消防本部が立入調査で把握した重大な消防法令違反の情報を、町ホームページで公表する制度が始まります。

▼公表の開始時期 32年4月1日

▼公表の対象となる建物

○飲食店・百貨店・宿泊施設など不特定多数の方が利用する建物

○病院・社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物

▼公表する違反

○屋内消火栓設備の未設置

○スプリンクラー設備の未設置

○自動火災報知設備の未設置

人事案件を審議

教育長（教育委員会委員）に

石垣武雄氏

（全員賛成）

任期満了（30年9月30日）に伴い、石垣

武雄氏（現教育長・津島市永楽町）の再任に同意しました。

任期は、3年です。

人権擁護委員に

安井朝夫氏

木全正雄氏

（全員賛成）

任期満了（31年3月31日）に伴い、安井

朝夫氏（富吉二丁目）と木全正雄氏（本町七丁目）の再任を適正と認めました。

任期は、3年です。

契約案件を審議

契約名

小型動力ポンプ付

積載車の購入

契約金額

892万800円

落札業者

平和機械株式会社

審議結果

全員賛成

補正予算案を審議

会計別		補正額	補正後の額
一般会計（第2号）		8,812万6千円	114億32万7千円
特別会計	国民健康保険事業（第1号）	1,097万4千円	37億4,763万5千円
	介護保険管理事業（第1号）	1億2,467万3千円	28億9,508万8千円
	コミュニティ・プラント事業（第1号）	193万3千円	1,460万2千円
	後期高齢者医療保険事業（第1号）	1,850万4千円	8億8,687万円

意見書を提出

町議会では、全会派一致で採決されたものだけが提出されることになっています。

（国へ提出）

障がい児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に関する意見書

30年第3回定例会議案等審議状況

賛否が分かれた議案等一覧					○は賛成　×は反対 議長は採決に加わりません											
提出者	議案名	会派等	公明党	日本共産党	新風			新政会			無党派	無党派	無党派	無党派	無党派	
		審議結果	松本正美	板倉浩幸	石原裕介	水野智見	安藤洋一	高阪康彦	佐藤茂	吉田正昭	奥田信宏	飯田雅広	戸谷裕治	伊藤俊一	黒川勝好	中村英子
町長	認定第1号 平成29年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について	認定	○	×	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	×
	認定第2号 平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	×	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○
	認定第4号 平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	×	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○
	認定第6号 平成29年度蟹江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	×	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○
	認定第7号 平成29年度蟹江町水道事業会計の利益処分及び決算認定について	可決及び認定	○	×	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○
	認定第8号 平成29年度蟹江町下水道事業会計の利益処分及び決算認定について	可決及び認定	○	×	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○

平成29年度 決算審査

29年度決算（一般会計・特別会計5件・水道事業会計・下水道事業会計）認定案を審査し、すべて原案どおり認定しました。

私たちが指摘した一部をお届けします。

監査委員の意見



▲合同相談の充実を
（平野代表監査委員）

一般会計・特別会計決算審査意見書から（要旨）

各会計の歳入歳出決算などを表す書類を審査した結果、事務事業等は概ね適正に執行されており、その内容は適正であると認められる。

行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は黒字であり、健全財政を堅持しているものと認められる。

主要財源である町税や国民健康保険税の収入未済額は減少しており、前年同様、滞納整理事務が順調に遂行されている。今後も、税の公平性を保つため、未納額の減少に努め、滞納対策を実施されることを望む。

歳出は、各主要事業を遂行し、所期の目的を達成しており、的確に執行されている。

また、職員管理のうち時間外勤務は、各所属長は業務内容を的確に把握しており、概ね良好に推移していると思われる。

休暇の取得推進も、所属長が率先して休暇を取得している。今後も、休暇が取得しやすい職場の雰囲気づくりを目指していただきたい。

最後に、今後の行政運営にあたり、合理的でより良い行政サービスの充実に努められることを切望する。



▲吉田監査委員
（議会選出）

実質赤字比率
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

実質公債費比率
一般会計等が負担する償還金の標準財政規模に対する比率。

資金不足比率
公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。

連結実質赤字比率
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

標準財政規模
地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標。

一般会計等健全化比率

区 分	29年度	28年度	早期健全化基準 (29年度)
実質赤字比率	黒字のため 計上されない	黒字のため 計上されない	14.02%
連結実質赤字比率	黒字のため 計上されない	黒字のため 計上されない	19.02%
実質公債費比率	4.5%	5.2%	25.0%
将来負担比率	28.2%	11.4%	350.0%

▼当町の公営企業は、資金不足額がないので、資金不足比率は計上されません。

29年度決算収支状況

◎は全員賛成、○は賛成多数を表しています。（金額は、千円単位に四捨五入）

会計別		歳入決算額	歳出決算額	差引差額	反対者
○一般会計		112億9,231万3千円	109億2,930万7千円	3億6,300万6千円	板倉・中村
特別 会 計	○国民健康保険事業	42億8,003万5千円	40億7,179万2千円	2億824万3千円	板倉
	◎土地取得	8,008万円	8,008万円	0円	
	○介護保険管理	24億4,726万2千円	23億3,164万7千円	1億1,561万5千円	板倉
	◎コミュニティ・プラザ事業	1,246万9千円	1,047万6千円	199万3千円	
	○後期高齢者医療 保険事業	8億3,401万8千円	8億2,896万9千円	504万9千円	板倉
合計		189億4,617万7千円	182億5,227万1千円	6億9,390万5千円	
○水道事業		8億1,492万7千円	9億4,417万7千円	△1億2,925万円	板倉
○下水道事業		21億124万1千円	15億3,535万8千円	5億6,588万3千円	板倉

※各会計の合計額と差引額は、四捨五入したことにより合致しない箇所があります。
※それぞれの反対討論、賛成討論は、5ページに掲載しています。

決算の審査から

賛成・反対討論

○一般会計

《反対》 板倉議員

町の果たすべき役割とは、国の施策に従うことではなく、国の悪政から住民を守る防波堤となり、住民の暮らしをいかに応援するかである。

格差と貧困が拡大する中、徴収率を上げるため滞納者への徴収強化が行われている。滞納世帯の相談や納税の緩和措置運用など、対応が不十分である。

総合的に住民の暮らしの応援になっていないと判断し、住民の命と暮らしへの支援を強く要望し、反対する。

《賛成》 高阪議員

歳入は、対前年度比9・2%増となり、総額約112億9千

万円を決算し、歳出は、対前年度比9・5%増の総額約109億3千万円を決算しており、所期の目的は達成されていると考え、賛成する。

○国民健康保険事業

《反対》 板倉議員

所得の低い階層が多く加入する国民健康保険制度に対し、国や県の支出金を元に戻すよう、また、増額するよう要望し、独自減免制度の拡充を行い国保税を引き下げるべきと考え、反対する。

《賛成》 高阪議員

国民健康保険制度は、住民の健康の保持増進に貢献するものであり、今後とも給付と負担の公平を図るとともに、収納

率の向上に努力するよう要望し、賛成する。

○介護保険管理

《反対》 板倉議員

本来、介護予防施策は、一般財源の予防施策で行うべきで、介護保険管理特別会計に、予防を含めた総合事業の高齢者施策を入れてしまうことが保険料の値上げにはね返ってきており、高齢者の重い負担になっている。

介護保険外の高齢者施策を充実させ、介護給付を抑えていくことが重要であり、介護保険の利用料の減免を充実させていくことが必要と考え、反対する。

《賛成》 安藤議員

ますます進む高齢化社会の中で、今後もし引き続き適切な支援、健全な制度運営を行っていくことを要望し、賛成する。

○後期高齢者医療保険事業

《反対》 板倉議員

75歳以上を後期高齢者とする、問題だらけの差別的制度は速やかに廃止し、以前の老人保険制度に戻すべきと考え、反対する。

《賛成》 佐藤議員

療養給付費は、高齢者の増加に伴い、今後増えるものと思われる。高齢者が適切な医療を受けられるよう、広域連合と連携し、健全な制度運営を行うことを要望し、賛成する。

賛成



反対

○水道事業

《反対》 板倉議員

徴収した水道使用料を内部留保しており、時代に沿った料金体系に努力するならば、貧困対策として、毎年増やしている利益剰余金を使って水道使用料に還元すべきと考え、反対する。

《賛成》 水野議員

配水管の耐震化などが行われ、安心安全な水道水の安定供給が図られている。水道事業経営を取り巻く現状は、少子高齢化が進み厳しいものがあるが、将来にわたり持続可能な水道事業の推進を要望し、賛成する。

○下水道事業

《反対》 板倉議員

下水道は、下水道法に基づき、健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質の保全に資する事業として公共性が重視されてきたはずである。

下水道の施設整備及び維持更新にかかる費用は、長期にわたり多額の投資が必要であり、これから一般会計からの繰入を維持すべきと考え、反対する。

企業会計に反対のため、反対する。

《賛成》 水野議員

29年度からスタートした下水道事業の経営を取巻く現状は、財源を国や町からの補助金、起債に依存する厳しい環境の中、今後も日光川下流域関連公共下水道事業として、下水道の整備を早期かつ効率的に推進されることを要望し、賛成する。

問 教育施設の状況について

答 計画的に改修や整備等を進めている



吉田正昭
(新政会)

問 小中学校のエアコンの運用方法は。また、特別教室へはいつ設置するのか。

次長兼教育課長

町の基準に沿って運用しているが、児童生徒の状況に応じて対応している。

特別教室には計画的に設置していく。まずは、使用頻度の高い音楽室への設置を考えている。

問 保健室の利用状況は。また、スクールカウンセラーの活動状況は。

次長兼教育課長

保健室利用は、小中学校では傷害が全体の6割、中学校では、病気と心の相談が全

体の8割を占めている。

当町では、スクールカウンセラーを2名配置し、各中学校区を巡回している。保護者または児童本人からの希望に応じて、年間を通して相談活動を行っている。

問 学校保健安全法に基づいて、教育指導はどうしているのか。

次長兼教育課長

各小中学校で、毎年度の始めに「学校経営案」を作成し、県に提出している。その中には、学校安全計画も含まれており、その年間計画に沿った行事、児童生徒に対する安全管理、安全教育等が行われている。

問 小中学校への通学路の安全対策について

答 危険箇所を重点に注意喚起を行う



伊藤俊一
(無会派)

問 ブロック塀の危険な箇所を調査したか。

次長兼まちづくり推進課長

町教育委員会が通学路を調査した結果、危険と思われる塀を確認したので、県の建築担当職員と町職員でパトロールを実施した。

問 撤去したくても費用が多くかかる。緊急の対応策はあるのか。

次長兼まちづくり推進課長

地震による倒壊等で道路や公共施設の敷地に影響を及ぼすおそれがあるブロック塀等の撤去費など

を対象にした補助制度を考えており、10万円を限度額とし、補助を行う。

今回の補助制度を設けることで、危険なブロック塀等の撤去の促進のきっかけになればと考えている。

問 防災建設常任委員として、また地元区を見てきたが、危険な箇所が多くあった。どのような対策を考えているのか。

次長兼まちづくり推進課長

今後も、地元議員から情報をいただければ、調査に出向いていく。

危険なブロック塀の所有者に対しては、点検結果や安全対策に関するパンフレットを配布し、撤去補助制度をお知らせし、改善の依頼をする。



板倉浩幸
(日本共産党)

問 私たちの水道に民営化は必要か？

答 今の蟹江町には必要ない

問 水道法の一部を改正する法律案において、
①コンセッション方式とは。
②広域化と官民連携はどのように考えているのか。

水道課長
①利用料金の徴収を行う公共施設において、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業に設定、長期間運営を委ねる事業方式のこと。
②水道の経営基盤、技術基盤の強化のため、広域化や官民連携は有効であるとされている。当町の水道事業の経営状況は悪くないため、すぐ

町長 当町の水道事業は、9千万円ほどの黒字を計上している。町としては、すぐにコンセッション方式に切り替える考えはない。

問 老朽化した水道管の更新が遅れているのは、水道事業の赤字にあり、その解決策で民間企業の参入を認めることが水道法改正の背景とされているが、当町の水道事業はどうか。

広域化や民営化を考えなければならぬ状況ではないが、引き続き、県や名古屋市が主催する会議等で意見交換や情報収集をしていきたい。



問 災害対策のあり方を考えよ！

答 地形的リスク等を認識し災害に備えることが重要

問 自然災害から立ち上がるのは、まさに地域の人々の命と暮らしを守る復旧・復興も防災を含めての重要な課題であるがどうか。

安心安全課長
平時から災害リスクを認識したうえで、危険箇所や緊急避難場所、避難所の正確な情報を知っていたら、命を守る行動につなげていただくことが大切であると考えます。町としては、洪水ハザードマップや浸水津波ハザードマップを作成し全戸配布している。また、防災訓練や防災学習会等で周知している。



問 町内会ごとのハザードマップも必要であり、作成している町内会はあるのか。

安心安全課長
31町内会のうち8町内会では作成済みである。他の町内会でも作成中である。

問 災害的猛暑において、生活保護世帯のエアコン購入・設置等の補助はあるのか。

住民課長
30年4月から生活保護を受給し始めた世帯のうち、一定の要件を満たせば、5万円を上限にエアコンの購入費用の支給が認められた。

町長 低所得者の方に対しての配慮は、国や県も考えるべきだと思う。4市2町1村の海部郡で国に要望していきたい。

問 行政は自治会の役割を考えよ

答 協力し合える方策を考えていきたい



問 自治会間で世帯数のばらつきが大きくなってきた。これによる障害はないのか。

次長兼総務課長 町内会等の世帯数に違いはあるが、町には、嘱託員と嘱託補助員の制度がある。嘱託員は、各行政区に1人で、嘱託補助員は、世帯に応じて配置している。この運用で、問題はないと認識している。



高阪康彦
(新風)

問 自治会には地域のコミュニティ、行政との協働などの課題が求められている。しかし現状は、行政協力で精一杯である。このまま推移すれば災害対策・高齢者対策にも支障が出かない。町は抜本的な対策を考えているのか。

町長 町内会等の大小の懸案も含めて、町内会運営に大きな課題があることを理解している。そうした中、町内会等の負担を減らすため、まずは広報等の配布方法をポスティングに変更することとした。

今後も、公平性を保ちながら行政と町内会がお互いに協力、運営していけるような方策を考えていきたい。

問 多世代交流施設“泉人”町民ファーストで!

答 運用しながら対応していきたい



黒川勝好
(無会派)

問 利用時間が午前10時から午後6時まで(浴室、会議室は午後5時まで)では、閉館があまりにも早すぎる。老若男女が利用できる施設であるならば、もっと利用形態を考慮するべきでは。

町長 今後の運用状況をみながら検討したい。

介護支援課長 利用者に提供できる湯量は、東放企業



▲佐屋川側から見た泉人

問 社会福祉協議会が管理、運営していくわけだが、社会福祉協議会の仕事は、現在でも、福祉介護ボランティア事業など膨大である。「泉人」は大丈夫か。

介護支援課長 社会福祉協議会は、多世代交流施設の管理・運営にあたり、新たに職員を採用し体制を整えている。

また、社会福祉協議会が指定管理者となることで、施設を拠点として、より効果的かつ効果的に各種事業を展開できると考えている。

との契約で決まっている。営業時間を延長し、湯がなくなつたではいけないので、まずは、この時間帯で始めたい。変更するのであれば、運用状況をみながら、考えていきたい。



飯田雅広
(無会派)

問 民法改正が当町に及ぼす影響とその対応は 答 職員の専門知識の向上を図っていく

問 民法（債権法）改正について、
①当町への影響と検討状況は。
②特に影響が大きい契約事務は、見直しとその対応が必要かどうか。

次長兼総務課長
①債権に係る消滅時効に関する改正等により、消滅時効の起算点と消滅時効期間を的確に把握し、確実な債権管理をすることがさらに求められる。法改正に関する具体的な対応策は検討していないが、職員が改正内容を共有できる方策を今後検討していく。

②必要に応じて、職員を専門研修等に参加させるなど、職員個々のスキルアップを図っていききたい。

問 成年年齢を引き下げる民法改正に伴い、
①18・19歳が未成年者取消権を失うため、消費者被害の拡大が懸念されるが、その対応は。
②成人式はいつ、どのような形式で行うのか。

次長兼ふるさと振興課長
①30年度も、若年者を対象とした消費教育のリーフレットを作成し配布する予定である。今後も啓発活動を継続し、被害の未然防止と消費者教育に努めていく。

生涯学習課長
②近隣市町村の動向を把握しながら検討していく。

問 蟹江町における、ふるさと納税について問う！

答 歳入を増やす努力をしていく



石原裕介
(新風)

問 過去3年間のふるさと納税において、入ってきた額、また、出ていった額はいくらか。

次長兼総務課長
町に寄附された額は、27年度は59万円。28年度は26万6千400円。29年度は26万5千円。他の自治体への寄附額は、27年度は約782万6千円。28年度は約388万9千200円。29年度は約654万4千円である。

問 ふるさと納税の返礼品はどのように募集し、選んでいるのか。

次長兼総務課長
町商工会や町観光協会等と協力し、地元業者等の地場産品を募集し、選んでいる。

問 ふるさと納税のこれからの対策は。

町長
いちじくは大変人気があり、町としても自信を持って返礼品として出していきたい。近隣、広域から材料を仕入れて、加工し、返礼品にしようとする動きも高まっている。急激な進捗は望めないかもしれないが、できるだけ歳入を増やせるような努力をしていく。



問 堤防の危機管理機能の強化を求む

答 必要な強度は確保されている



安藤洋一
(新風)

問 日光川左岸堤は、小学生が転倒するほど雑草が生い茂っている。安全面と堤防の強度低下の観点から、雑草の除去と路面整備を求む。

次長兼土木農政課長 日光川を管理する県に確認したところ、雑草の除去は年1回計画的に実施していると聞いている。今後、堤防天端が未舗装の区間を対象に、堤防天端の保護、アスファルト舗装を基本とした危機管理型ハード対策を順次行う予定だと聞いている。

問 日光川左岸堤は、右岸堤と比べて貧弱に見える。そこで、
①本当に大丈夫か。
②耐震点検はなされているか。
③バックウオーター現象の心配は。

次長兼土木農政課長 ①必要な堤防天端高や堤防天端幅は確保されていると聞いている。
②国が定めた指針に基づき実施していると県から聞いている。
③町周辺は、蟹江川等の支流に水門が取り付けられており、バックウオーター現象の可能性は極めて低いと聞いている。

安心安全課長

問 観音寺橋西のT字交差点に信号機設置を求む。

次長兼土木農政課長 27年度から県に対して要望をしている。今後引き続き、県公安委員会に要望していく。

問 ゴミ問題 現場の声を聞いてください!

答 地元役員、住民、行政で協議していきたい

問 資源ゴミ分別中の一般参加者のケガの扱いは。また、傷害保険の適用は受けられるのか。

環境課長

一般参加者のケガを想定していない。町の保険契約は、環境美化指導員のみを対象としている。

問 地域によって、環境美化指導員のなり手が不足して高齢化が進んでいる。代替案を示せ。

環境課長 環境美化指導員の定員に係る増員枠の緩和は検討していると考えられる。

問 一般ゴミの集積場について、
①場所の移動や増設も困難である。行政主導で改善を求む。

環境課長

②ゴミ出し困難者宅に戸別収集等改善を求む。

①地元役員、住民、行政で協議しながら改善していきたい。
②戸別回収は、排出マナーの向上や高齢者等の負担軽減のメリットがある一方、作業量が増え収集時間がかかるため、回収費用が増加するなどのデメリットもある。地域によって事情が異なる場合もあるため、地元役員、住民と協議をしていきたい。





松本正美
(公明党)

問 児童虐待防止の対応策は大丈夫か

答 専門研修を受講した職員を配置している

問 児童虐待の強化策として、児童福祉法が28年に改正された。そこで、
①改正による町の影響は。
②28年度からの児童虐待対応件数と内容は。
③支援策として、コモンセンスペアレンティング講座の導入を図れ。

子ども課長

①要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修が29年4月から義務化され、専門的な知識を持つて対応できる体制を整えることができた。
②28年度は、性的虐待1件、ネグレクト13件。29年度は、身

体的虐待7件、ネグレクト11件、心理的虐待15件である。
③子育て講座の開講を検討していく。

問 国の示す児童虐待防止対策体制総合プランの当町の体制強化の取組を示せ。

子ども課長

市町村に求められているのは相談体制を強化するための職員の確保、要保護児童対策地域協議会の支援である。
町では、担当職員が、専門研修を受講している。

コモンセンス ペアレンティングとは

大人が子どもに行って欲しいことを具体的に話して練習し、その行動が見られたら具体的にほめるといった行為を繰り返すことで大人と子どもの信頼関係ができ、子ども自身が適切な社会スキルを多く身につけて社会で成功する可能性を高めること。

問 子育て・介護ダブルケアの支援策を図れ

答 実態調査に努め、適切に対応したい

問 当町の子育て・介護のダブルケアの認識について担当部長の考えを示せ。

民生部長

28年4月に、国から実態調査の結果が示された。その内容として、ダブルケアを行う人の年齢構成、負担割合や問題を認識している。

問 当町のダブルケアの支援策を検討するためにも、実態調査を実施せよ。

民生部長

31年度に実施する「子ども・子育て支援事業計画」改定に向けたアンケート調査の中で、ダブルケアの意識調査の項目を入れ、実態の把握に努めたい。

問 当町でもダブルケアを社会問題として認知することが求められている。今後、どのようなダブルケア対策が必要か示せ。

民生部長

子育てや介護の分野を問わず対応できる窓口の設置、福祉サービス全般の知識を有する相談推進員の設置が考えられる。町では、実態把握に努めるとともに、国の状況を踏まえ、適切に対応していく。



問 消防団の今後を問う

答 必要に応じて体制の見直しを行う



水野智見
(新風)

問 30年度から女性消防団員を5名増員し、更なる消防団活動の広報・啓発に努めるとした。今後増員し、将来は女性消防分団の結成も考えているのか。

消防長 団本部の増員は、状況を見ながら検討し、各分団については、入団希望者がいれば増員となる。当町では、女性消防団員の入団の歴史が浅いため、活動状況を見ながら、また、他市町村の活動状況を参考にしながら検討したい。

問 団員の確保は深刻な問題だ。将来、

消防団の再編は考えているのか。

消防長

14年度に、団員確保が難しい分団が出てきたため、現在の8個分団に見直しがされた。将来的に少子高齢化が進み、同様の課題が挙がってくれば、現体制も見直す必要がある。

問 町職員の分団長との兼職を考慮せよ。

次長兼総務課長

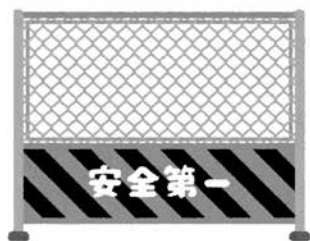
町職員には、消防団の加入を推進している。しかしながら、災害時など有事の際は、町の組織の一員として応急対策活動に従事しなければならぬ。今のところ、有事に分団の指揮官としての分団長と町職員の本来の職務をひとりの職員に兼務させることは難しいと認識している。

問 土木事業は適切に公平に迅速に進めよ

答 緊急性の高いところから対応している

問 年度内の未完了事業についての対応は適切か。

次長兼土木農政課長 地区から提出された工事要望箇所、



問 各町内会長等から、土木事業について要望される。許認可決定される過程を説明せよ。

次長兼土木農政課長 毎年11月ごろに、次年度の工事要望書の提出を依頼しており、担当者で要望箇所を取りまとめ、産業建設部長、土木農政課長、担当職員で現地を確認し、緊急性を考慮し、工事箇所を町長が決定している。

決定した事業については、年度内に完了している。工事延長が長い場合は、年次計画を立て施工していく場合もある。

問 旧赤道、旧青道が、公道上道路として表示されている。特に、住宅の敷地内に道路が入っているところがある。早急に対応せよ。

次長兼土木農政課長

29年3月議会、認定している赤道の中で、5路線が使用されていないと議員からの質問に答弁した。そのうち2箇所については、昨年度土地の払下げ、交換を完了した。今後とも、関係課と協議を重ねて、適切な維持管理に努めていく。



中村英子
(無会派)

問 平和をテーマに読谷村と交流しよう!

答 お互いの立場を尊重した交流を続けたい

問 読谷村との交流のきっかけは。
次長兼ふるさと振興課長

海部郡町村会の行政視察で、町長が読谷村を訪れたことがきっかけである。

問 現在どのような交流をしているのか。
次長兼ふるさと振興課長

かにえ町民まつりに読谷村の自治会単位で活動されているエイサー団と読谷村観光協会にきていただき、会場を盛り上げていただいている。また、読谷まつりには、町観光協会、町商工会が参加し、特産品のPR販売等

している。
お互いの催事に来訪するような、良好な関係を続けている。

問 沖縄県民運動の先頭に立っていた翁長前知事が亡くなった。民主主義に見識の高い人であった。平和を願う思いは同じである。村民と平和をテーマに交流すべきではないのか。
町長

平和をテーマにした交流をしていきたい気持ちはあるが、自治体同士の地域間交流は、読谷村側から待つてほしいと言われている。まずは、交流を深めていき、平和教育も含めて関係づくりをしていきたい。

問 飼い主のいない猫の対策は?

答 個別に対応することが最善と考える

問 町内で、飼い主のいない猫の状況はどう把握しているのか。
環境課長

苦情がある地域は、野良猫がいるということ把握しているが、統計は取っていない。

問 「町は何もしてくれない。」との苦情があるが、対策をする気はあるか。
環境課長

飼い猫であれば、室内飼いをお願いし、野良猫にエサをあげている人は、飼い猫として家で飼うか、無責任なエサやりをやめるよう指導している。猫を駆除や捕獲してほしいという苦情に対しては、町では、そういったことをしていないと説明している。

問 「地域猫」の取組は行政だけではできず、経験のあるボランティア、地域の人、サポーター、エサやりさんなどの協力が必要である。この方々の協力を得て取り組むことができるのか。
環境課長

30年度の協働地域づくり支援事業として、地域猫に取り組む団体を採択したが、辞退の申し出がされた。その際、蟹江の代表の方と、できることはお互いに協力していこうと話をさせてもらった。

町長 団体と意思疎通ができなかったことは反省している。また、蟹江の代表の方とはつながりがあるの、しっかりと前へ進めていきたい。

常任委員会の審査

9月議会で上程された案件について、委員会で審査した要旨をお届けします。
総務民生常任委員会では、議案3件、防災建設常任委員会では、議案1件の審査を行いました。

総務民生

表彰について

(全員賛成)

問 表彰条例第2条第5号適用の地域振興について、町内会と仲良くやっている人だけが表彰されてはいないか。

次長兼総務課長

町長が委嘱した嘱託員からの推薦であるので、地元で公式に審議された結果、推薦される方は、地元での功績があると町は判断している。

問 嘱託員から推薦があった場合は、すべて表彰されるのか。今回の3人は、何件提出があった中の3人か。

次長兼総務課長

町において一つひとつ年数等を確認して審査を行うため、必ず表彰されるわけではない。今回も事前の相談はいくつかあったが、正式に推薦を受けたのは3件である。

総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

(全員賛成)

問 今ある老人福祉センター本館の建物はどう活用していくのか。

介護支援課長

団体の利用など、有効な活用方法を検討している最中である。

問 「総合福祉センター」と「老人福祉センター」の違いは何か。

介護支援課長

以前は、敷地にある施設全体を総合福祉センターと称し、本館自体を老人福祉センターとして運営していた。その後、施設の位置づけが変わってきたが、名称だけが残っていた。

介護保険条例の一部改正

(全員賛成)

問 今回の適用を受ける人数を把握しているか。

介護支援課長

介護担当で把握するのは難しい。

副町長

今回の改正の背景には、東日本大震災で集団移転を余儀なくされた方たちへの配慮などがあることをご理解いただきたい。

防災建設

火災予防条例の一部改正

(全員賛成)

問 公表は、ホームページで行うということだが、周知徹底としては範囲が狭くないか。

消防長

早急に周知することを目的としてホームページで公表することになっている。その後、違反処理として、命令などになつていくと、建物に張り紙をするなどの周知方法もしていく。

問 条例の施行日が、平成32年4月1日と

なっているが、来年ではいけないのか。

消防本部予防課長

政令指定都市は平成26年度から、人口20万人以上を所管する消防本部は平成30年度から施行されている。その他の消防

本部は、平成32年4月1日までに施行することとなっており、県内では、1年以上の周知期間を設けるよう通知もあったので、今年度条例改正を行い、平成32年度施行とする。

問 町内に対象となる施設はあるのか。

消防本部予防課長

公表の対象となる建物は152件あり、そのうち、この公表制度に該当する建物は6件ある。その施設には、毎年立ち入り検査を行い、是正を促している。また、公表制度についても伝えており、現在指導中である。

消防長

違反の経過としては、建築確認後に用途変更や増築等で面積が大きくなったなどで違反となったものである。

編集後記

自然が猛威を振るって、全国各地に甚大な被害をもたらしています。改めて防災の難しさを痛感しています。議会としましては、全国の事例を参考に、防災・減災の強化を行政と共に進めてまいります。町民の皆さまには、地域力の向上にご協力をお願いいたします。(戸谷)

傍聴の手続きがなくなりました！ 12月議会の傍聴にお出かけください

※議会ホームページにも掲載されています。

4日(火) 開会	12日(水) 一般質問
5日(水) 4日の予備	13日(木) 12日の予備
6日(木) 常任委員会	18日(火) 閉会

※議事の都合により日程は変更になる場合があります。

※赤字の会議は傍聴することができます。

傍聴席は役場3階にあります。

【問合せ】議会事務局 電話(95) 1111(代表)



議会放映

一般質問の様子をクローバーTVで生放送。
当日午後7時から再放送も実施!